

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

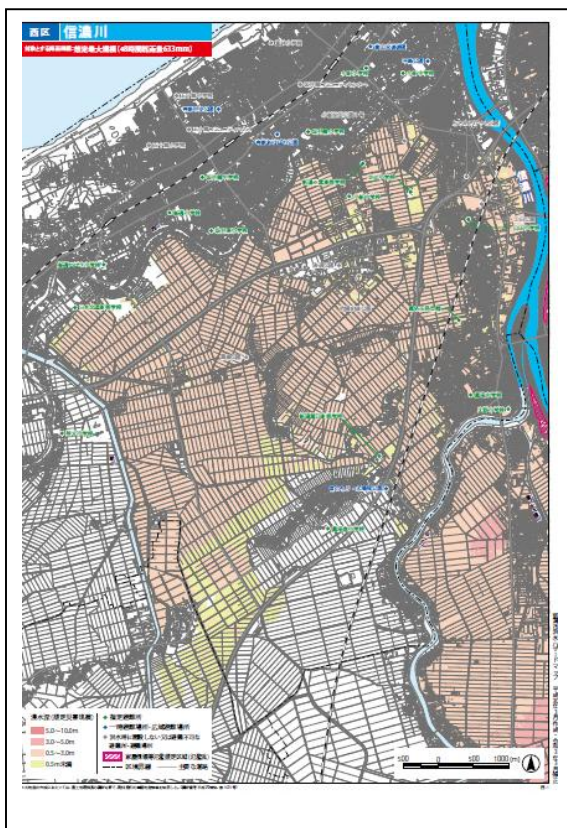
新潟市西区は、信濃川および関屋分水路以西に位置し、坂井輪地区、西地区、黒埼地区で構成され、北には日本海があり、川や潟などの水辺も多く存在している。北西部には海岸砂丘地帯があり、南東部は平野となっている。平野部は海拔が低く、水との闘いを繰り返してきた。この歴史のなかで築いた豊かな穀倉地帯が、美しい風景を作り出している。区の面積は、94,00k㎡で市内全面積(726,28k㎡)の約13%を占めている。

(1) 地域の災害等リスク

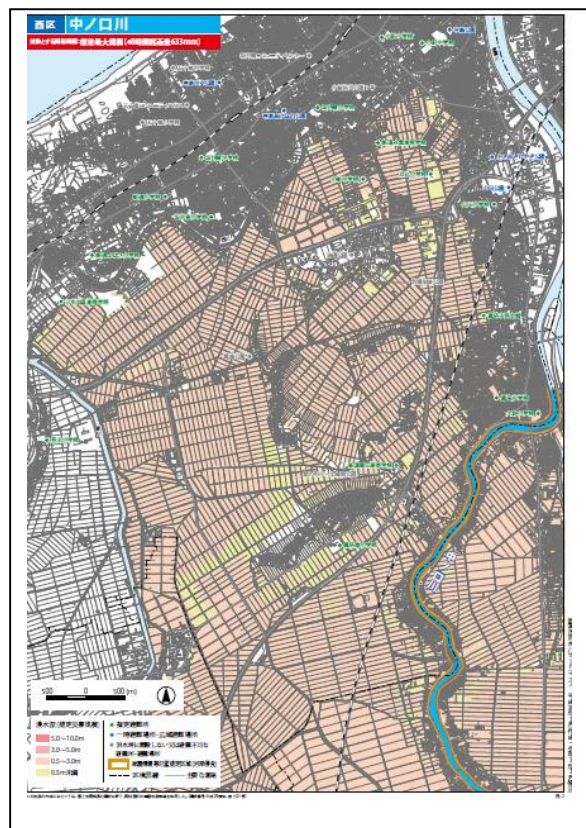
1 洪水

当区における水害リスクをもたらし河川としては、「一級河川信濃川」「信濃川水系中ノロ川」「信濃川水系西川」「新川水系新川」、「新川水系広通川」、「大河津分水路」が挙げられる。

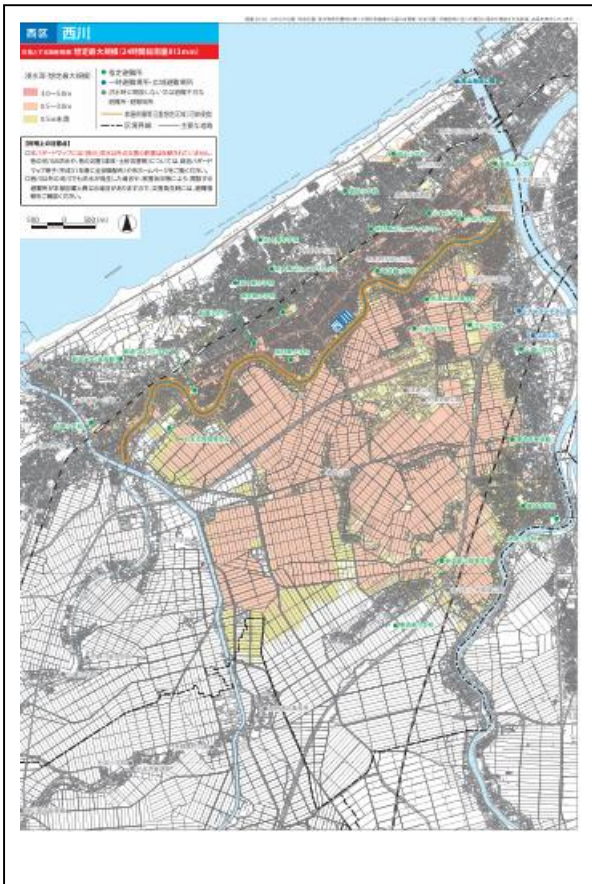
洪水浸水想定区域は、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域であるが、市では、令和3年3月に信濃川、中ノロ川について、令和4年1月に新川、広通川について、令和7年3月に西川、大河津分水路について、それぞれ洪水浸水想定区域を公表している。河川管理者が作成する洪水浸水想定区域図を基に作成されたハザードマップが、河川別、中学校区別に作成されている。



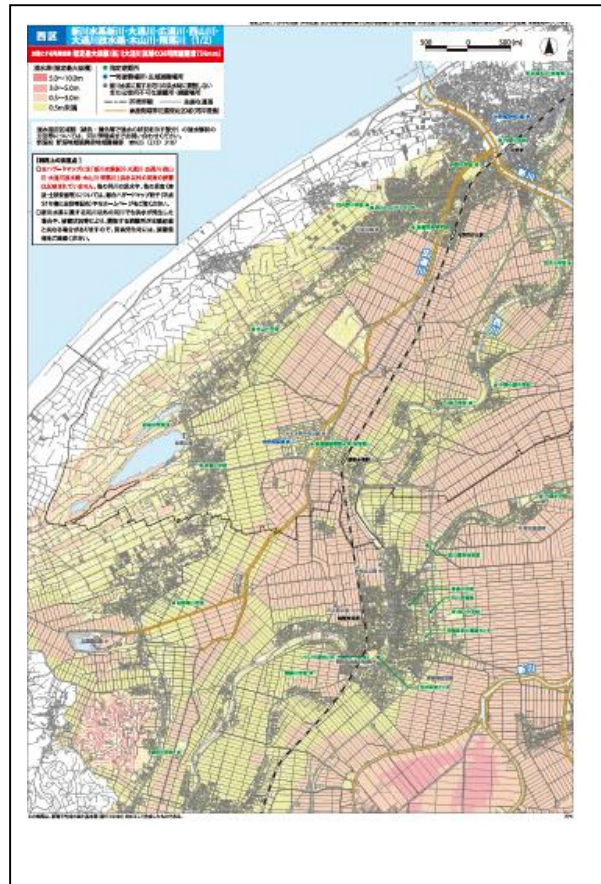
信濃川



中ノロ川



西川



新川水系

2 土砂災害

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生する恐れがあるとして設定された「土砂災害警戒区域」、
「土砂災害特別警戒区域」や指定緊急避難場所・避難所、避難経路のほか、避難情報の種類ととるべき行動や、避難情報の入手方法などが示されたハザードマップが作成されている。管内においては、「松海が丘・真砂・寺尾」、「寺尾・坂井砂山」、「内野・五十嵐」、「西内野」の地区ごとに作成されたハザードマップに、土砂災害特別警戒区域は20か所弱、土砂災害警戒区域は約25か所が点在し、それぞれ指定されている。



内野・五十嵐



西内野

3 地震

新潟県は断層の研究成果や地震動の計算手法などの新たな知見を踏まえ、平成9年度以来、2回目となる地震被害想定調査の結果を令和4年3月に公表した。人口分布や建物などの最新データを用いて、より精度が高い方法で被害想定を算出している。このため、新潟市では新潟県が公表した調査結果のうち本市に係る部分を、地震被害想定と位置付け、これに基づき市民啓発や各種防災対策等に取り組んでいる。

新潟県内には楡形山脈断層帯、月岡断層帯、長岡平野西縁断層帯、十日町断層帯、六日町断層帯、高田平野西縁断層帯が存在、その他海上にF34県北山形沖、F38越佐海峡、F41上越・糸魚川沖、合計9つの大きな地震を県では想定している。その内、新潟市に大きな被害を及ぼす可能性の高い地震は、長岡平野西縁断層帯、月岡断層帯、F34県北山形沖、F38越佐海峡の断層帯が引き起こす地震である。建物被害、人的被害、避難者数の予測、ライフライン（上水道、下水道、電力、ガス、道路施設）の項目ごとに新潟市全体の被害想定数値として算出されている。その内、西区についての被害想定は以下のとおりである。

建物被害想定

要因	区分	長岡平野西縁断層帯	月岡断層帯	F34 県北山形沖	F38 越佐海峡
揺れ	全壊	2,884	304	82	4
揺れ	半壊	6,434	2,221	1,232	180
液状化	全壊	105	86	94	44
液状化	半壊	3,700	3,210	3,483	1,638
土砂崩壊	全壊	0	0	0	0
土砂崩壊	半壊	1	0	0	0
津波	全壊	70		39	212
津波	半壊	1,485	0	1,283	2,468
津波	床上浸水	735	0	525	941
津波	床下浸水	1,666	0	1,477	2,272
地震火災	焼失	4,069	2	2	1
全半壊・焼失棟数合計		21,149	5,823	8,217	7,760

人的被害想定

区分	要因	長岡平野西縁断層帯	月岡断層帯	F34 県北山形沖	F38 越佐海峡
死者数	建物倒壊	191	20	5	0
死者数	土砂崩壊	0	0	0	0
死者数	津波	68	0	34	100
死者数	地震火災	0	0	0	0
負傷者数	建物倒壊	1,716	454	236	33
負傷者数	土砂崩壊	0	0	0	0
負傷者数	津波	1,841	0	960	2,462
負傷者数	地震火災	1	0	0	0
死傷者数合計		3,817	474	1,235	2,595

避難者数想定

区分	要因	長岡平野西縁 断層帯	月岡断層帯	F 3 4 県北山形沖	F 3 8 越佐海峡
避難所 避難者数	発生直後 ・ 1 日後	25, 145	1, 414	13, 263	19, 525
避難所 避難者数	1 週間後	15, 038	1, 179	1, 353	1, 430
避難所 避難者数	1 か月後	5, 661	707	652	545
避難所外 避難者数	発生直後 ・ 1 日後	14, 126	943	6, 783	9, 813
避難所外 避難者数	1 週間後	11, 465	1, 179	822	386
避難所外 避難者数	1 か月後	13, 208	1, 650	1, 522	1, 271

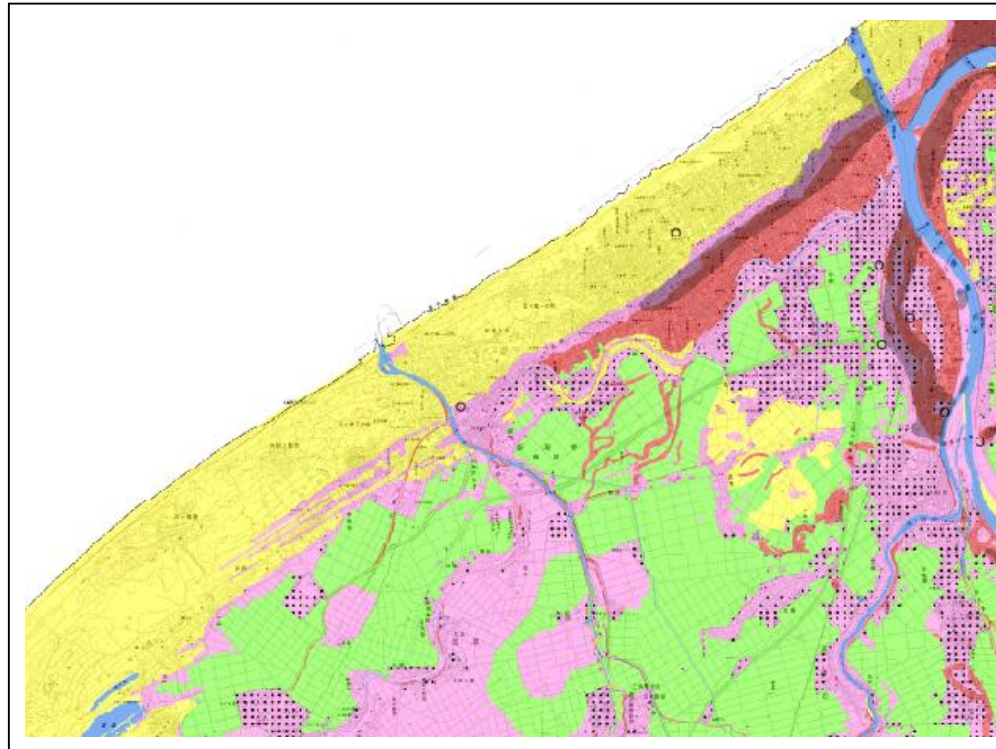
4 液状化

令和 6 年 1 月 1 日石川県能登半島を震源とするマグニチュード 7. 6 の地震が発生、当区域において甚大な被害をもたらした。液状化現象により、道路の損傷、住宅等の傾斜、沈下が多数発生した。砂丘縁辺部や旧河道など地下水位が高い地域で、集中的に液状化現象が発生、大量の砂や水が地表に吹き出した。下水道ではマンホールの隆起、管路のたるみや損傷、噴出した土砂が管内に流入したことによる排水不良が発生した。砂丘縁辺から後背湿地の斜面における「側方流動」による被害、旧河道という地形の場所での被害傾向が確認された。

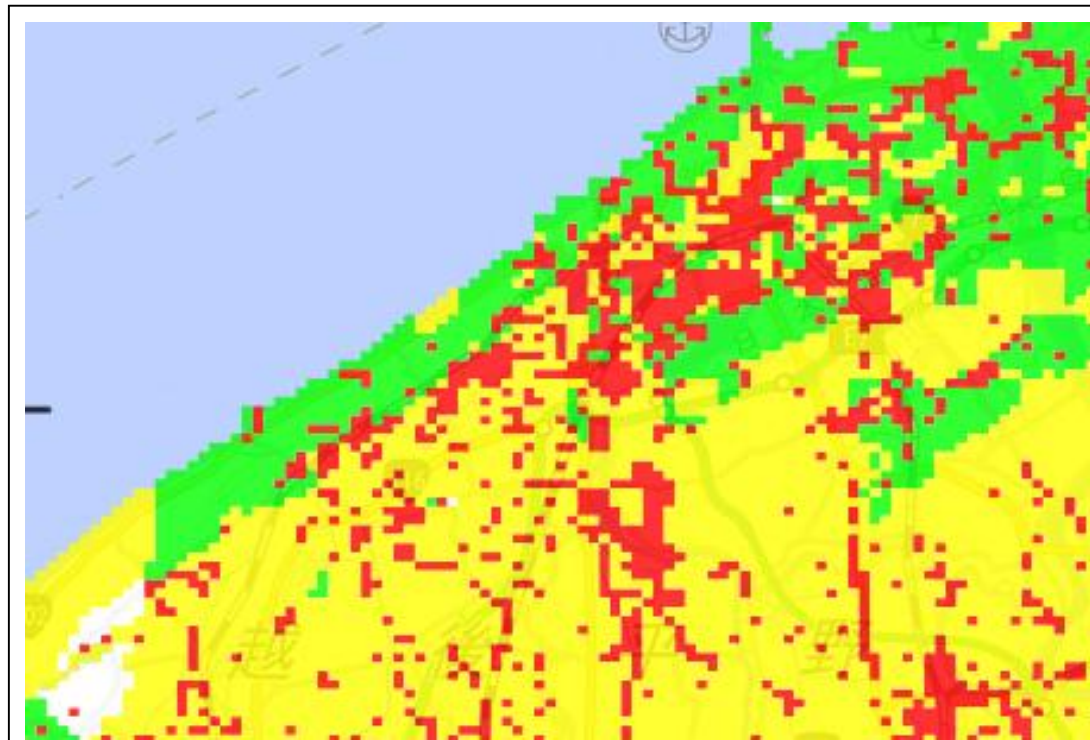
新潟市がまとめた「令和 6 年能登半島地震災害初期対応検証報告書」によると、当区域での被害が極めて大きかったことが確認できる。新潟市全体で建物全壊では 80%、市道被害では 67%を西区が占めている。

建物被害	新潟市全域	西区	西区の割合 (%)
全壊	100	80	80
半壊	3, 874	2, 964	77
一部損壊	12, 788	6, 663	52
学校被害	新潟市全域	西区	
被害数	123	26	21
道路被害路線数	新潟市全域	西区	
国県道	5	1	20
市道	316	211	67

北陸地方整備局が作成した液状化しやすさマップによると、「旧黒埼町や小新、小針方面では宅地造成地が広がり、可能性のある範囲が拡大しています。西川や中ノ口川沿いでは、氾濫時に堆積した砂層や埋没した自然堤防が浅い位置に分布しており、可能性のある範囲が細長く伸びています。大潟や田潟、鎧潟といった旧湖沼（干拓地）の地下浅い部分には砂層が分布することが多く、可能性のある範囲と判断されます（一部抜粋）」とコメントされている。



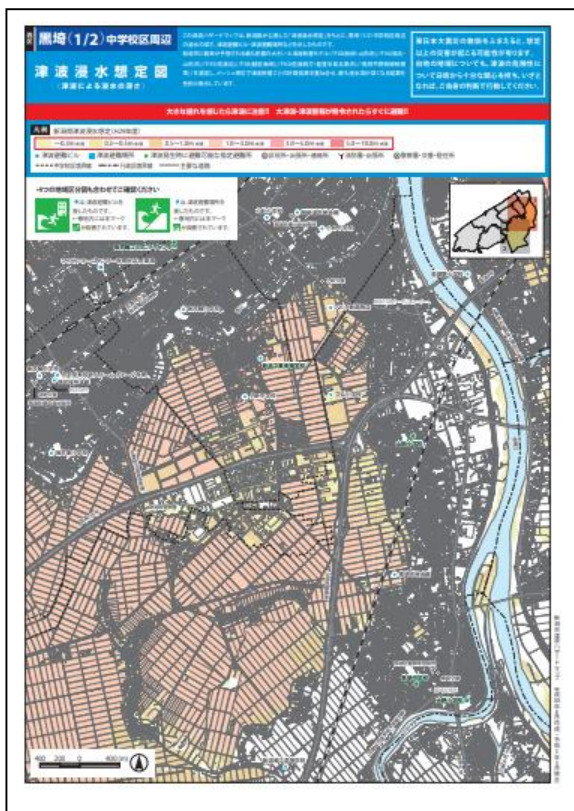
液状化しやすさマップ（北陸地方整備局 新潟地域抜粋）



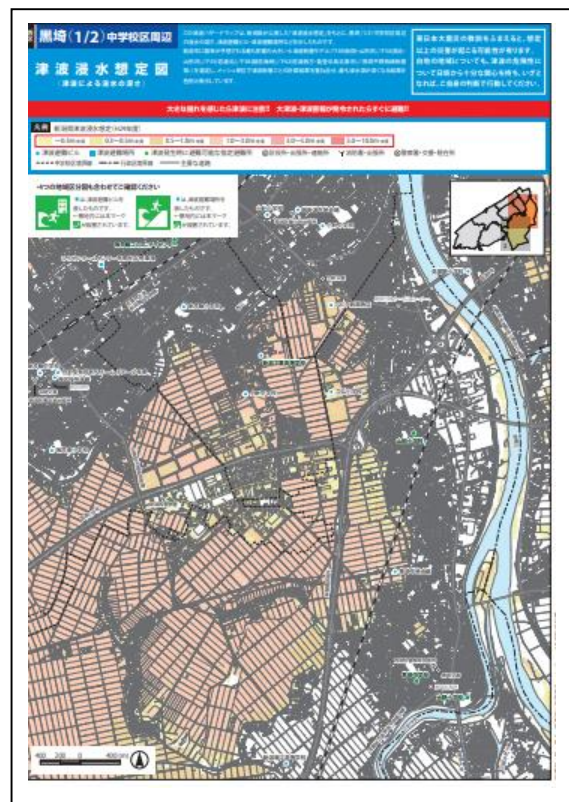
重ねるハザードマップ（国土交通省 新潟市西区 抜粋）

5 津波

新潟市に襲来が予想される最も影響の大きい断層として、『F30(秋田・山形沖)』『F34(県北・山形沖)』『F35(佐渡北)』『F38(越佐海峡)』『F42(佐渡西方・能登半島北東沖)』『長岡平野西縁断層帯』が選定されている。西区内中学校区別に、津波ハザードマップが2種類作成されている。一つはメッシュ単位で津波断層ごとの計算結果を重ね合わせた浸水想定図は、浸水の深さを6区分で色分けされている。もう一つは津波到達・浸水開始時間により、4つの地域に区分し色分け表示したものである。赤色の「沿岸・沿川地域（緊急避難地域）」は、津波襲来までに時間的余裕のない地域、黄色の「河川遡上地域（早期避難地域）」は、早期に避難することが必要な地域、青色の「低平地浸水地域（長期湛水地域）」は、一度浸水すると自然に排水されにくく、浸水状況が長く続くことが想定される地域、薄緑の「避難者受け入れ地域」は、津波による浸水の影響は想定されていないが、浸水が想定される地域からの避難者を受け入れ、避難生活を支える等の支援が期待される地域として示されている。



黒崎中学校区 時間別津波ハザードマップ



黒崎中学校区 浸水の深さ津波ハザードマップ

6 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当区においても多くの区民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1, 318人
- ・小規模事業者数 1, 221人

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況)
建設業	310	304	区内に広く分散
製造業	91	83	区内に広く分散
卸売業	42	23	区内に広く分散
小売業	271	242	区内に広く分散
飲食店・宿泊業	137	131	区内に広く分散
サービス業	399	381	区内に広く分散
その他	68	57	区内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当市の取組み

①新潟市地域防災計画

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、「新潟市防災会議」が策定する計画であり、総合的かつ基本的な性格を有するものである。この計画においては、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に定められている。

②防災訓練の実施

当市は災害時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、住民自らの「自分の命は自分で守る」という行動力と、災害に対する知識の向上のため、住民参加型の防災訓練等を実施している。

原則として、毎年区役所単位の防災訓練を実施するものとし、5年ごとに全市的な総合防災訓練を実施する。なお、防災訓練は新潟地震発生日(6月16日)、防災の日(9月1日)等の機会をとらえて行っている。主な訓練参加機関は市、消防機関、防災関係機関、災害時応援協定機関、自治会・町内会、自主防災組織、防火連合協議会等防火協力団体、地域住民等である。訓練は各主体、用途別で行われている。地域住民の自主防災組織による訓練、消防訓練、水防訓練、防災関係機関等、学校等の教育機関、病院・社会福祉施設、無線通信訓練、図上訓練等々である。

③防災備品の備蓄

災害に備えて、市民の食料等の備蓄や市の指定避難所及び備蓄拠点での備蓄、県の備蓄拠点での備蓄並びに流通業者及び応援協定締結市町村等との協定等により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後3日分相当の食料等の確保に努めている。食料、台所食器、電化製品、生活用品、避難所備品応急用品、衣類の物資を、小中高校、大学、コミュニティハウス等施設ごとに在庫の管理がなされている。

④新潟市総合ハザードマップの作成

平成30年に新潟市総合ハザードマップが作成され、津波、洪水、土砂災害、浸水の各ハザードマップが最新の想定のもとで改定され、その都度Webに公開されている。

⑤令和6年能登半島地震災害初期対応検証報告書及びロードマップ

最大深度5強を観測した能登半島地震の初期対応について、全庁的な課題整理を行うとともに、改善に向けた取組を検討することで、本市の災害対応の強化を図り、次の災害に備えてい

くため、市長をトップとした検証会議を設置し、検証を行った。行政内部で検証を進めるとともに、区自治協議会や地域コミュニティ協議会などの地域団体から意見聴取するため地域広聴会を実施したほか、市民へのアンケートの実施や有識者の方々に意見を求め報告をとりまとめた。

この報告書に基づき、ロードマップとしてまとめ、課題改善に向けて取り組みを進めている。①災害対策本部、②情報の受発信、③避難行動、④避難所運営、⑤被害状況の調査、⑥受援体制、⑦被災者支援、⑧インフラ関連、⑨その他の各検証項目を、対策項目ごとに140の取組項目、期間、担当課を決め、誰が、いつまでに、どのように取り組みを進めていくのかを、ロードマップに整理、進行を管理していくこととされている。

2) 当会の取組み

- ①災害が発生したときの基本的な対策及び行動について定めた「危機管理規程」策定
- ②危機管理規程に基づく運用として「危機管理マニュアル」策定
- ③新潟市が実施する被害状況調査への協力
- ④事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）に関する各種施策の周知
- ⑤新潟県火災共済協同組合と連携した共済制度への加入促進
- ⑥被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）
- ⑦日本政策金融公庫や県及び市などの公的な各種融資制度の斡旋
- ⑧国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

- 1) 新潟市地域防災計画では、総則編の防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱に取り組みべき内容が記載されているが、その内容は、①災害時における物価安定についての協力に関すること、②救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関することと漠然的な記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当市と当会の間における緊急時のより具体的な取組や協力体制等の構築等が必要となっている。
- 2) 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、新潟県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。
- 3) 事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）を策定している事業者は一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。
- 4) 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険、事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

- 1) 発災時における連絡を円滑に行うため、当市と当会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2) 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と新潟県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3) 事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4) 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険、事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1 事前の対策 >

令和7年に策定した「商工会危機管理規程」について、本計画との整合性を図り、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ① 当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ 事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象に事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）策定個別相談会等を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）の申請等に関する支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和7年に危機管理規程を策定

3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資を受けられるように、金融機関と連携する。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続強化計画認定企業」に対してその取組（策定した事業継続力強化計画の遂行）支援を実施する。
- ② 事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）策定個別相談会等に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ③ 当会及び市担当で、必要に応じて事業継続力強化計画、BCP（事業継続計画）への取組状況の確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当会と区役所とで連絡ルートの確認等を実施する。訓練は必要に応じての実施とする。

< 2 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局長は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。※事務局長が被災した場合は経営支援室室長が職員緊急連絡網等を指揮する。
 ② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（商工会館の被害状況、家屋被害や道路状況等）は当会と区役所で共有する。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
 (ア) 本会は新潟市災害対策本部の方針に従い被害状況や被害規模に応じた応急対策を行う。
 (イ) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 (ウ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
 (エ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

- ② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	人数（正副会長、理事、監事）	応急対策の内容
黒埼事務所	14人	大まかな被害状況の把握等
内野事務所	14人	〃
赤塚出張所	7人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と西区役所で共有する。（被害規模等の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

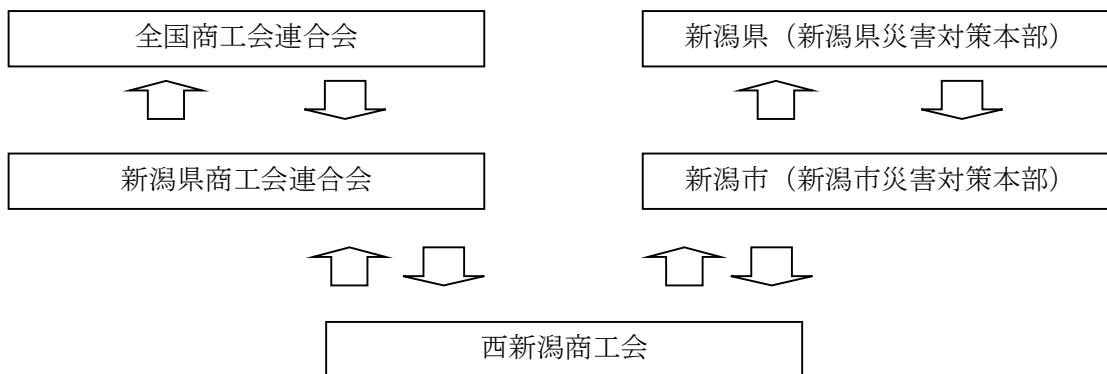
- ④ 当会と西区役所とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

時期	共有頻度
発災後～1週間	1日に2回以上共有する。必要に応じて追加する。
2週間～3週間	1日に2回共有する。
3週間～1カ月	1日に1回共有する。
2ヶ月以降	2日に1回共有する。

※電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接西区役所を訪問し、被害情報等を報告する。

< 3 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。



< 4 応急対策時の地区内事業者に対する支援 >

当会による支援は次のとおりとする。

- ①当市・当会と調整のもと小規模事業者からの相談窓口を設置する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③相談窓口・特別相談窓口においては、金融支援、共済・保険手続き支援、労務支援、税務支援、被災事業者施策支援、支援策要望を優先的に実施する。
- ④地区内事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ⑤必要に応じて当会の備品機材の貸出しや配布を行う。
- ⑥応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市等の施策）について、地区内事業者等へ周知及び説明を行う。
- ⑦感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

< 5 地区内事業者に対する復興支援 >

- ①国・新潟県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被災事業者に各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要なた「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ③被害規模が大きく、本会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新潟県・新潟県商工会連合会等に相談する。
- ④事業再建計画の策定を支援する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに新潟県に報告する。

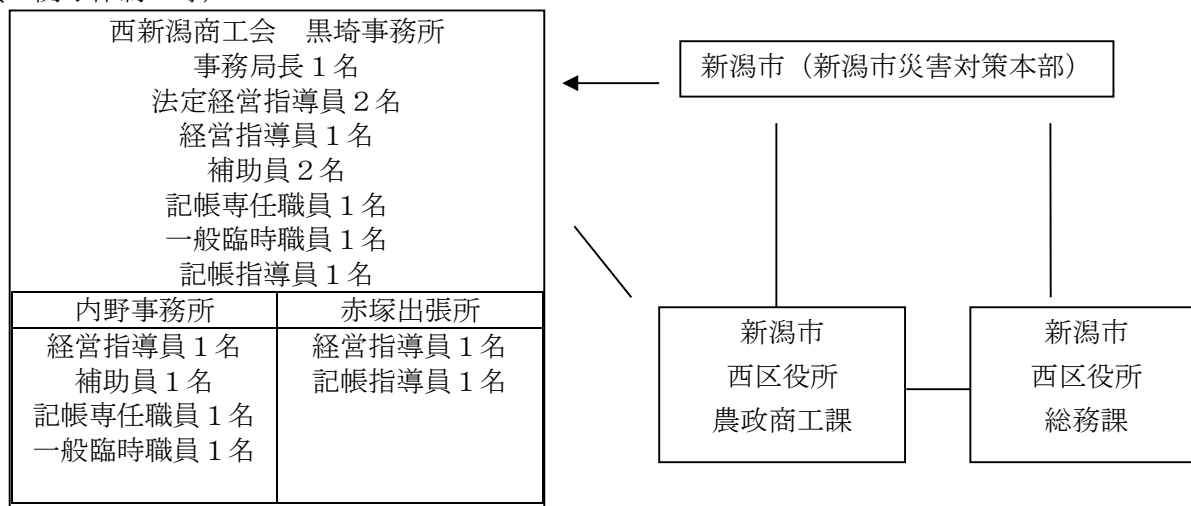
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年7月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 山口 徹 (連絡先は下記(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

西新潟商工会 黒埼事務所 経営支援室
〒950-1111 新潟県新潟市西区大野町3021番地
TEL025-377-3155 FAX025-377-4056

E-mail : nishiniigata@shinsyoren.or.jp

西新潟商工会 内野事務所 経営支援室
〒950-2112 新潟県新潟市西区内野町537番地
TEL025-262-2316 FAX025-262-2305

西新潟商工会 赤塚出張所 経営支援室
〒950-2261 新潟県新潟市西区赤塚5405番地8
TEL025-239-2315 FAX025-239-2305

②関係市町村

新潟市西区役所 農政商工課
〒950-2097 新潟県新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
TEL025-264-7630 FAX025-269-1660

E-mail : nosei.w@city.niigata.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
総合振興費	50	50	50	50	50
講習会等開催費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、手数料、新潟県補助金、新潟市補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし